

11 平成30年度浄水水質検査計画及び  
平成27年度～平成29年度水質検査結果

国分地区重久配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由										
1	一般細菌	/mL	6	19	12	100以下		19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目										
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目										
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1							
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○																				
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																				
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																				
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																				
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																				
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○				○						○			3月1回	3月1回				省略不可能項目						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	5.7	5.7	5.7	10 以下	2 以下	5.7		○			○							○		3月1回	3月1回				注4						
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1							
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○																				
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○																				
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																				
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																				
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○																				
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																				
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																				
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																				
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満	○				○							○				3月1回	3月1回	省略不可能項目							
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○							○													
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○							○													
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○							○													
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○							○													
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○							○													
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○							○													
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○							○													
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○							○													
30	ブromホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○							○													
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○							○													
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1							
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																				
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○																				
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																				
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	11.1	11.2	11.5	200 以下	40 以下	11.5					○																				
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○																				
38	塩化物イオン	mg/L	7.1	6.6	6.9	200 以下	40 以下	7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	44	44	45	300 以下	60 以下	45					○												年1回	注1							
40	蒸発残留物	mg/L	183	194	184	500 以下	100 以下	194		○										○				3月1回	注2								
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○											3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1							
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○													年1回	注3						
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○													年1回	注5						
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○													年1回	注1						
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○													年1回							
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			月1回	月1回	省略不可能項目						
47	pH値		7.8	7.7	7.8	5.8 ~ 8.6		7.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
									項目数											9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9		

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。  
\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができます。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合には、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

国分地区敷根配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由							
1	一般細菌	/mL	2	0	0	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○																	
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○																	
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																	
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○					3月1回	3月1回	省略不可能項目							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.4	2.3	2.5	10 以下	2 以下	2.5		○			○			○					3月1回	3月1回	注4							
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○																	
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○																	
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○																	
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																	
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○																	
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満		○			○			○														
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○														
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○														
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○			○														
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○														
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○														
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○														
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○			○														
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○														
30	ブromホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○														
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○														
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																	
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																	
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○																	
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																	
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	12.3	12.5	13.0	200 以下	40 以下	13.0					○																	
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○																	
38	塩化物イオン	mg/L	9.9	9.5	9.9	200 以下	40 以下	9.9		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	44	44	46	300 以下	60 以下	46					○																	
40	蒸発残留物	mg/L	157	166	160	500 以下	100 以下	166		○						○														
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																	
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																	
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																	
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○																	
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○																	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
47	pH値		7.6	7.6	7.5	5.8 ~ 8.6		7.6		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
									項目数									9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9	

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。



国分地区台明寺配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由								
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○																		
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																		
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																		
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																		
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																		
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○				○									3月1回	3月1回	省略不可能項目							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	3.1	3.2	3.4	10 以下	2 以下	3.4		○			○									3月1回	3月1回	注4							
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○																		
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○																		
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○																		
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																		
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																		
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○																		
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																		
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																		
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																		
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満	○				○																		
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○				○																		
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満	○				○																		
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満	○				○																		
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満	○				○																		
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○				○																		
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満	○				○																		
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満	○				○																		
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満	○				○																		
30	ブromホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満	○				○																		
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満	○				○																		
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																		
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																		
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○																		
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																		
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	10.3	10.8	10.8	200 以下	40 以下	10.8					○																		
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○																		
38	塩化物イオン	mg/L	5.5	5.6	5.7	200 以下	40 以下	5.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	36	37	37	300 以下	60 以下	37					○																		
40	蒸発残留物	mg/L	147	165	149	500 以下	100 以下	165		○																					
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																		
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																		
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																		
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○																		
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○																		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
47	pH値		7.1	7.2	7.1	5.8 ~ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
									項目数									9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9		

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

国分地区川原配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由							
1	一般細菌	/mL	62	0	2	100以下		62	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1				
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○																	
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.01 以下	0.002 以下	0.002					○																	
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																	
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○							○		3月1回	3月1回				省略不可能項目			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.5	0.4	0.4	10 以下	2 以下	0.5		○			○							○		3月1回	3月1回				注4			
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.14	0.17	0.18	0.8 以下	0.16 以下	0.18					○																	
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○																	
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○																	
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																	
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○																	
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
21	塩素酸	mg/L	0.10	0.08	0.10	0.6 以下	0.12 以下	0.1		○			○							○										
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○							○										
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○							○										
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○							○										
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○							○										
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○							○										
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○							○										
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○							○										
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○							○										
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○							○										
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○							○										
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																	
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																	
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○																	
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																	
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	14.1	13.9	15.1	200 以下	40 以下	15.1					○																	
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○																	
38	塩化物イオン	mg/L	5.3	5.2	5.3	200 以下	40 以下	5.3		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	37	36	36	300 以下	60 以下	37					○																	
40	蒸発残留物	mg/L	133	149	127	500 以下	100 以下	149			○																			
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																	
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																	
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																	
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○																	
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○																	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
47	pH値		7.6	7.6	7.6	5.8 ~ 8.6		7.6		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
									項目数									9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9	

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。



国分地区上井配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○											
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.01 以下	0.002 以下	0.003		○			○									3月1回	3月1回	注2
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										年1回	注1
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○									3月1回	3月1回	注4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.1	0.2	0.4	10 以下	2 以下	0.4		○			○											
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.18	0.24	0.23	0.8 以下	0.16 以下	0.24		○			○										3月1回	注2
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○											
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○											
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○											
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○											
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
21	塩素酸	mg/L	0.10	0.13	0.11	0.6 以下	0.12 以下	0.13		○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○											
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○											
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○											
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○											
26	臭素酸	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○											
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○											
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○											
30	ブromホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○											
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○											
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○											
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○											
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○											
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	21.2	21.8	19.9	200 以下	40 以下	21.8					○											
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○											
38	塩化物イオン	mg/L	5.9	5.9	9.2	200 以下	40 以下	9.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	40	38	44	300 以下	60 以下	44					○										年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	140	155	137	500 以下	100 以下	155		○			○										3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										年1回	注3
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										年1回	注5
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○										年1回	注1
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○										年1回	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		8.1	8.2	8.1	5.8 ~ 8.6		8.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	25	9	9	51	9	9	25	9	9	25	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

国分地区西堅馬場配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	1	0	1	100以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○									3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○											
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.01 以下	0.002 以下	0.003		○			○			○						3月1回	3月1回	注2
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○											
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○											
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.2	0.2	0.2	10 以下	2 以下	0.2		○			○											注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.11	0.15	0.13	0.8 以下	0.16 以下	0.15					○											注2
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○											
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○											
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○											
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○											
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○											
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満		○			○											
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○											
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○											
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○											
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.001	0.1 以下	0.02 以下	0.001		○			○											
26	臭素酸	mg/L	0.002	0.001	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.002		○			○											
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001	0.003	0.002	0.1 以下	0.02 以下	0.003		○			○											
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○											
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○											
30	ブromホルム	mg/L	0.001	0.002	0.002	0.09 以下	0.018 以下	0.002		○			○											
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○											
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○											
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○											
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○											
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○											
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	21.2	22.0	21.8	200 以下	40 以下	22.0					○											
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○											
38	塩化物イオン	mg/L	17.9	18.6	19.0	200 以下	40 以下	19.0		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	39	39	39	300 以下	60 以下	39					○											
40	蒸発残留物	mg/L	162	166	169	500 以下	100 以下	169			○													
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○											
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○											
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○											
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○											
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.9	7.9	7.9	5.8 ~ 8.6		7.9		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。



国分地区上野原配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由									
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目									
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目									
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○											3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○													注1						
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○													注2						
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○													注1						
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001					○																			
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																			
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○				○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目								
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.6	2.5	2.4	10 以下	2 以下	2.6		○			○							○		3月1回	3月1回	注4								
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○													注2						
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○																			
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○																			
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																			
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																			
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○																			
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																			
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																			
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																			
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.54	0.95	0.6 以下	0.12	0.95		○			○							○												
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○								○											
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○								○											
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○								○											
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○								○											
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		○			○								○											
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○								○											
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○								○											
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○								○											
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○								○											
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○								○											
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																			
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																			
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.06	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.06					○																			
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01					○																			
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	12.0	15.6	12.3	200 以下	40 以下	15.6					○																			
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.006	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.006					○																			
38	塩化物イオン	mg/L	10.0	50.8	24.6	200 以下	40 以下	50.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	45	44	43	300 以下	60 以下	45					○																			
40	蒸発残留物	mg/L	162	183	182	500 以下	100 以下	183		○																						
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																			
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																			
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																			
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○																			
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○																			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
47	pH値		7.4	7.1	7.4	5.8 ~ 8.6		7.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
50	色度	度	0.5	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
									項目数											9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9	

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。



国分地区芦谷配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	14	1	0	100以下		14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○												
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○												
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○												
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○												
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○												
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○				○									3月1回	3月1回	省略不可能項目	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.0	1.9	1.8	10 以下	2.0 以下	2.0		○			○									3月1回	3月1回	注4	
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○												注2
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○												
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○												
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○												
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○												
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○												
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○												
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○												
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○												
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満	○				○												
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○				○												
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満	○				○												
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満	○				○												
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満	○				○												
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○				○												
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満	○				○												
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満	○				○												
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満	○				○												
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満	○				○												
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満	○				○												
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.03	0.02	0.01	1.0 以下	0.2 以下	0.03					○												
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○												
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○												
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○												
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.5	9.8	9.5	200 以下	40 以下	9.8					○												
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○												
38	塩化物イオン	mg/L	6.7	6.5	6.6	200 以下	40 以下	6.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	32	33	31	300 以下	60 以下	33					○												注1
40	蒸発残留物	mg/L	153	152	155	500 以下	100 以下	155		○															注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○												
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○												
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○												
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○												
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47	pH値		7.3	7.3	7.3	5.8 ~ 8.6		7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数	9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9				

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

国分地区春山高架水槽系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由								
1	一般細菌	/mL	2	0	0	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目								
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目								
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○																		
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○																		
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																		
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																		
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.01 以下	0.002 以下	0.002					○																		
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																		
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○								○	3月1回	3月1回	省略不可能項目							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.6	0.6	0.6	10 以下	2 以下	0.6		○			○								○	3月1回	3月1回	注4							
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○																		
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○																		
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○																		
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																		
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																		
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○																		
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																		
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																		
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																		
21	塩素酸	mg/L	0.29	0.17	0.13	0.6 以下	0.12	0.29		○			○																		
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○																		
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○																		
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○																		
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○																		
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○																		
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○																		
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○																		
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○																		
30	ブromホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○																		
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○																		
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																		
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																		
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○																		
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																		
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.1	8.3	8.3	200 以下	40 以下	8.3					○																		
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○																		
38	塩化物イオン	mg/L	5.0	5.3	6.0	200 以下	40 以下	6.0		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	20	19	20	300 以下	60 以下	20					○																		
40	蒸発残留物	mg/L	124	137	114	500 以下	100 以下	137		○			○																		
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																		
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																		
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																		
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○																		
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○																		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
47	pH値		7.6	7.6	7.6	5.8 ~ 8.6		7.6		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
									項目数									9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9		

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。



単人地区木之房配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由							
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○																	
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																	
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○								○	3月1回	3月1回	省略不可能項目						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.8	1.8	1.7	10 以下	2 以下	1.8		○			○								○	3月1回	3月1回	注4						
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○																	
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○																	
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○																	
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																	
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○																	
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満		○			○																	
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○																	
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○																	
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○																	
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○																	
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○																	
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○																	
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○																	
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○																	
30	ブromホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○																	
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○																	
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																	
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																	
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○																	
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																	
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.3	8.4	8.4	200 以下	40 以下	8.4					○																	
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○																	
38	塩化物イオン	mg/L	5.2	5.1	5.1	200 以下	40 以下	5.2		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	28	27	28	300 以下	60 以下	28					○																	
40	蒸発残留物	mg/L	145	144	143	500 以下	100 以下	145			○																			
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																	
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																	
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																	
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○																	
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○																	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
47	pH値		7.1	7.2	7.2	5.8 ~ 8.6		7.2		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
									項目数									9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9	

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。



隼人地区西光寺配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由										
1	一般細菌	/mL	1	1	1	100以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目										
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目										
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1							
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○																				
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																				
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																				
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																				
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																				
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○				○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目									
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	6.3	5.6	5.3	10 以下	2 以下	6.3		○			○							○		3月1回	3月1回	注4									
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○																				
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○																				
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○																				
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																				
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																				
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○																				
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																				
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																				
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																				
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満	○				○																				
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○				○																				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満	○				○																				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満	○				○																				
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満	○				○																				
26	臭素酸	mg/L	0.007	0.002	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.007	○				○																				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満	○				○																				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満	○				○																				
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満	○				○																				
30	ブromホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満	○				○																				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満	○				○																				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																				
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																				
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○																				
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01					○																				
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	10.7	11.5	11.0	200 以下	40 以下	11.5					○																				
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○																				
38	塩化物イオン	mg/L	7.1	7.2	7.0	200 以下	40 以下	7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	60	60	58	300 以下	60 以下	60					○																				
40	蒸発残留物	mg/L	205	224	203	500 以下	100 以下	224		○																							
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																				
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																				
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																				
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○																				
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○																				
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
47	pH値		7.0	7.0	7.0	5.8 ~ 8.6		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
50	色度	度	0.6	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
51	濁度	度	0.2	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
									項目数											9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9		

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

隼人地区妙見配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由							
1	一般細菌	/mL	10	2	0	100以下		10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○																	
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○																	
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																	
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○								○	3月1回	3月1回	省略不可能項目						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.8	1.7	1.8	10 以下	2.0 以下	1.8		○			○								○	3月1回	3月1回	注4						
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○																	
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○																	
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○																	
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																	
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○																	
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
21	塩素酸	mg/L	0.09	0.18	0.11	0.6 以下	0.12 以下	0.18		○			○																	
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○																	
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○																	
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○																	
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.001	0.1 以下	0.02 以下	0.001		○			○																	
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○																	
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.001	0.1 以下	0.02 以下	0.001		○			○																	
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○																	
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○																	
30	ブromホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○																	
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○																	
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																	
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																	
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○																	
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01	1.0 以下	0.2 以下	0.01					○																	
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.3	8.5	8.4	200 以下	40 以下	8.5					○																	
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○																	
38	塩化物イオン	mg/L	5.3	5.2	5.2	200 以下	40 以下	5.3		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	29	27	28	300 以下	60 以下	29					○																	
40	蒸発残留物	mg/L	137	150	142	500 以下	100 以下	150			○					○														
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																	
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																	
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																	
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○																	
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○																	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
47	pH値		7.1	7.2	7.2	5.8 ~ 8.6		7.2		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
									項目数									9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9	

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。



単人地区松永配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○												
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○												
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○												
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○												
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○												
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.8	1.7	1.7	10 以下	2 以下	1.8		○			○									3月1回	3月1回	注4	
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○												
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○												
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○												
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○												
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○												
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○												
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○												
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○												
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○												
21	塩素酸	mg/L	0.10	0.07	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.1		○			○												
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○												
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○												
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○												
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○												
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○												
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○												
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○												
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○												
30	ブromホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○												
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○												
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○												
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○												
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○												
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○												
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.3	8.6	8.3	200 以下	40 以下	8.6					○												
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○												
38	塩化物イオン	mg/L	5.2	5.1	5.1	200 以下	40 以下	5.2		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	28	27	27	300 以下	60 以下	28					○												
40	蒸発残留物	mg/L	141	142	146	500 以下	100 以下	146		○															
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○												
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○												
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○												
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○												
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH値		7.3	7.3	7.3	5.8 ~ 8.6		7.3		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.3	2度 以下		0.3		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
									項目数	9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9				

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。



隼人地区上野配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由								
1	一般細菌	/mL	3	0	0	100以下		3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○																		
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																		
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																		
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																		
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																		
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.8	1.8	1.7	10 以下	2 以下	1.8		○			○									3月1回	3月1回	注4							
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○																		
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○																		
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○																		
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																		
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																		
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○																		
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																		
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																		
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																		
21	塩素酸	mg/L	0.06	0.06	0.08	0.6 以下	0.12 以下	0.08		○			○																		
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○																		
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.06 以下	0.012 以下	0.001		○			○																		
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○																		
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○																		
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○																		
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.1 以下	0.02 以下	0.001		○			○																		
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○																		
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○																		
30	ブromホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○																		
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○																		
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																		
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																		
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○																		
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																		
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.2	8.5	8.5	200 以下	40 以下	8.5					○																		
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○																		
38	塩化物イオン	mg/L	5.2	5.2	5.2	200 以下	40 以下	5.2		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	28	27	28	300 以下	60 以下	28					○																		
40	蒸発残留物	mg/L	146	149	141	500 以下	100 以下	149		○			○																		
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																		
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																		
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																		
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○																		
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○																		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
47	pH値		7.3	7.4	7.4	5.8 ~ 8.6		7.4		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
									項目数									9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9		

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

隼人地区嘉例川配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由								
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○																		
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																		
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																		
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																		
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																		
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.8	1.8	1.7	10 以下	2 以下	1.8		○			○									3月1回	3月1回	注4							
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○																		
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○																		
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○																		
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																		
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																		
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○																		
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																		
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																		
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																		
21	塩素酸	mg/L	0.10	0.11	0.06	0.6 以下	0.12 以下	0.11		○			○																		
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○																		
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○																		
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○																		
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○																		
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○																		
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○																		
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○																		
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○																		
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○																		
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○																		
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																		
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																		
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○																		
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																		
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.3	8.5	8.4	200 以下	40 以下	8.5					○																		
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○																		
38	塩化物イオン	mg/L	5.3	5.2	5.2	200 以下	40 以下	5.3		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	29	28	28	300 以下	60 以下	29					○																		
40	蒸発残留物	mg/L	145	164	149	500 以下	100 以下	164			○																				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																		
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																		
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																		
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○																		
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○																		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
47	pH値		7.3	7.3	7.4	5.8 ~ 8.6		7.4		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
									項目数									9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9		

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。  
\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。  
注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。  
注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。  
注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。  
注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。  
注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。



溝辺地区高区配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由							
1	一般細菌	/mL	8	0	1	100以下		8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○																	
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○																	
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																	
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○								3月1回	3月1回	省略不可能項目							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.6	2.4	2.7	10 以下	2 以下	2.7		○			○								3月1回	3月1回	注4							
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○																	
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○																	
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○																	
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																	
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○																	
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満		○			○																	
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○																	
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○																	
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○																	
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○																	
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○																	
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○																	
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○																	
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○																	
30	ブromホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○																	
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○																	
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																	
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																	
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○																	
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																	
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.9	9.4	9.2	200 以下	40 以下	9.4					○																	
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○																	
38	塩化物イオン	mg/L	7.1	6.9	6.9	200 以下	40 以下	7.1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	35	36	35	300 以下	60 以下	36					○																	
40	蒸発残留物	mg/L	142	140	147	500 以下	100 以下	147			○					○														
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																	
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																	
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																	
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○																	
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○																	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
47	pH値		7.0	7.0	7.1	5.8 ~ 8.6		7.1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
									項目数									9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9	

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。



溝辺地区低区配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由							
1	一般細菌	/mL	0	5	0	100以下		5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目						
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目						
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○																	
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○																	
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																	
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.5	2.4	2.7	10 以下	2 以下	2.7		○			○									3月1回	3月1回	注4						
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○																	
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○																	
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○																	
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																	
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○																	
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満		○			○																	
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○																	
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○																	
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○																	
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○																	
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○																	
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○																	
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○																	
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○																	
30	ブromホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○																	
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○																	
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																	
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																	
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○																	
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01					○																	
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.9	9.4	9.1	200 以下	40 以下	9.4					○																	
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○																	
38	塩化物イオン	mg/L	7.1	6.9	6.9	200 以下	40 以下	7.1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	35	36	35	300 以下	60 以下	36					○																	
40	蒸発残留物	mg/L	142	142	144	500 以下	100 以下	144			○																			
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																	
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																	
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																	
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○																	
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○																	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
47	pH値		7.0	7.1	7.0	5.8 ~ 8.6		7.1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
									項目数									9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9	

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

福山地区中崎配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由								
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目								
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目								
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○																		
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○																		
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																		
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																		
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.01 以下	0.002 以下	0.002					○																		
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																		
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.1	0.2	0.1	10 以下	2 以下	0.2		○			○							○		3月1回	3月1回	注4							
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○																		
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○																		
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○																		
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																		
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																		
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○																		
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																		
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																		
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																		
21	塩素酸	mg/L	0.09	0.13	0.20	0.6 以下	0.12 以下	0.2		○			○																		
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○																		
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○																		
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○																		
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○																		
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○																		
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○																		
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○																		
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○																		
30	ブromホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○																		
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○																		
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																		
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																		
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.04	0.03 未満	0.07	0.3 以下	0.06 以下	0.07		○			○																		
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																		
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.9	8.1	7.9	200 以下	40 以下	8.1					○																		
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.043	0.034	0.074	0.05 以下	0.01 以下	0.074		○			○																		
38	塩化物イオン	mg/L	7.8	8.0	7.8	200 以下	40 以下	8.0		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	79	78	83	300 以下	60 以下	83		○			○																		
40	蒸発残留物	mg/L	155	145	140	500 以下	100 以下	155		○			○																		
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																		
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																		
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																		
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○																		
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○																		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
47	pH値		7.9	7.9	8.1	5.8 ~ 8.6		8.1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
50	色度	度	2.5	1.7	2.7	5度 以下		2.7		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
51	濁度	度	0.2 未満	0.3	0.5	2度 以下		0.5		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
									項目数									9	26	9	9	51	9	9	26	9	9	26	9		

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。



福山地区亀割配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL		2	0	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌			検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L		0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○				○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L		0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満	○				○										
5	セレン及びその化合物	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○				○										
6	鉛及びその化合物	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○				○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L		0.002	0.002	0.01 以下	0.002 以下	0.002	○				○										
8	六価クロム化合物	mg/L		0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満	○				○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○				○										
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○				○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L		1.5	1.7	10 以下	2 以下	1.7		○			○										注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L		0.13	0.12	0.8 以下	0.16 以下	0.13		○			○										
13	ホウ素及びその化合物	mg/L		0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○				○										
14	四塩化炭素	mg/L		0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○				○										
15	1, 4-ジオキサン	mg/L		0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満	○				○										
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○				○										
17	ジクロロメタン	mg/L		0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○				○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○				○										
19	トリクロロエチレン	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○				○										
20	ベンゼン	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○				○										
21	塩素酸	mg/L		0.07	0.07	0.6 以下	0.12	0.07		○			○										
22	クロロ酢酸	mg/L		0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○										
23	クロロホルム	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○										
24	ジクロロ酢酸	mg/L		0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○										
25	ジブロモクロロメタン	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○										
26	臭素酸	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○										
27	総トリハロメタン	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○										
28	トリクロロ酢酸	mg/L		0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○										
29	ブロモジクロロメタン	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○										
30	ブロモホルム	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○										
31	ホルムアルデヒド	mg/L		0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○										
32	亜鉛及びその化合物	mg/L		0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満		○			○										
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L		0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○			○										
34	鉄及びその化合物	mg/L		0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○			○										
35	銅及びその化合物	mg/L		0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満		○			○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L		14.1	14.8	200 以下	40 以下	14.8		○			○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満		○			○										
38	塩化物イオン	mg/L		7.0	7.2	200 以下	40 以下	7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L		42	43	300 以下	60 以下	43		○			○										
40	蒸発残留物	mg/L		151	147	500 以下	100 以下	151		○			○										
41	陰イオン界面活性剤	mg/L		0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○			○										
42	ジェオスミン	mg/L		0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○			○										
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L		0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○			○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L		0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○			○										
45	フェノール類	mg/L		0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満		○			○										
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L		0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値			7.7	7.6	5.8 ~ 8.6		7.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味			異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気			異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度		0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度		0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	51	9	9	51	9	9	51	9	9	51	9		

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
- \*平成28年4月より水質検査開始(平成27年度の水質検査データなし)
- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

牧園地区妙見・安楽配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由							
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目						
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目						
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○										3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○																	
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.004	0.003	0.003	0.01 以下	0.002 以下	0.004		○			○										3月1回	3月1回	注2					
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																	
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○										3月1回	3月1回	省略不可能項目					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.1	1.0	1.1	10 以下	2 以下	1.1		○			○																	
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○																	
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○																	
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○																	
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																	
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○																	
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12	0.06 未満		○			○																	
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○																	
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○																	
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○																	
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○																	
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○																	
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○																	
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○																	
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○																	
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○																	
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○																	
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																	
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																	
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○																	
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																	
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.8	8.7	8.7	200 以下	40 以下	8.8					○																	
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○																	
38	塩化物イオン	mg/L	4.8	4.5	4.7	200 以下	40 以下	4.8		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	28	25	25	300 以下	60 以下	28					○																	
40	蒸発残留物	mg/L	146	144	145	500 以下	100 以下	146			○																			
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																	
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																	
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																	
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○																	
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○																	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
47	pH値		7.5	7.4	7.5	5.8 ~ 8.6		7.5		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
									項目数									9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9	

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。



横川地区中央配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由							
1	一般細菌	/mL	14	0	0	100以下		14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○																	
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○																	
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																	
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.1	1.2	1.1	10 以下	2 以下	1.2		○			○							○		3月1回	3月1回	注4						
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○																	
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○																	
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○																	
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																	
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○																	
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満		○			○																	
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○																	
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○																	
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○																	
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○																	
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○																	
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○																	
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○																	
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○																	
30	ブromホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○																	
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○																	
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																	
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																	
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○																	
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																	
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.8	8.0	7.9	200 以下	40 以下	8.0					○																	
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○																	
38	塩化物イオン	mg/L	4.9	4.9	5.1	200 以下	40 以下	5.1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	28	28	27	300 以下	60 以下	28					○																	
40	蒸発残留物	mg/L	128	138	130	500 以下	100 以下	138			○																			
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																	
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																	
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																	
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○																	
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○																	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
47	pH値		7.0	7.1	7.1	5.8 ~ 8.6		7.1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
									項目数									9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9	

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

横川地区松岡配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由							
1	一般細菌	/mL	0	0	1	100以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1				
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○																	
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																	
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○				○						○			3月1回	3月1回	省略不可能項目						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	6.2	6.7	4.4	10 以下	2 以下	6.7		○			○							○										
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○																	
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○																	
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○																	
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																	
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○																	
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
21	塩素酸	mg/L	0.23	0.06 未満	0.07	0.6 以下	0.12	0.23		○			○							○										
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○								○									
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○								○									
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○								○									
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○								○									
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○								○									
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○								○									
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○								○									
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○								○									
30	ブromホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○								○									
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○								○									
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.02	0.02	0.01	1.0 以下	0.2 以下	0.02					○																	
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																	
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○																	
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																	
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.4	9.6	8.8	200 以下	40 以下	9.6					○																	
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○																	
38	塩化物イオン	mg/L	9.7	9.6	7.7	200 以下	40 以下	9.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	50	55	41	300 以下	60 以下	55					○																	
40	蒸発残留物	mg/L	178	200	162	500 以下	100 以下	200		○																				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																	
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																	
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																	
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○																	
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○																	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47	pH値		7.0	7.1	7.1	5.8 ~ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	色度	度	1.3	0.6	1.0	5度 以下		1.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
51	濁度	度	0.2 未満	0.2	0.2 未満	2度 以下		0.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数									9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9	

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。



横川地区正牟田配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○											
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○											
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○											
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○				○								3月1回	3月1回	省略不可能項目	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.8	0.9	0.9	10 以下	2 以下	0.9		○			○								3月1回	3月1回	注4	
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○											
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○											
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○											
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○											
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○											
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○											
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
21	塩素酸	mg/L	0.18	0.20	0.17	0.6 以下	0.12 以下	0.20		○			○											
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○											
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○											
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○											
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○											
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○											
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○											
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○											
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○											
30	ブromホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○											
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○											
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.02	0.01	0.02	1.0 以下	0.2 以下	0.02					○											
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○											
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○											
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01	0.01	1.0 以下	0.2 以下	0.01					○											
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	6.9	7.3	6.9	200 以下	40 以下	7.3					○											
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○											
38	塩化物イオン	mg/L	5.1	5.0	5.0	200 以下	40 以下	5.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	30	31	28	300 以下	60 以下	31					○											
40	蒸発残留物	mg/L	97	102	100	500 以下	100 以下	102		○														
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○											
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○											
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○											
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○											
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47	pH値		7.2	7.2	7.3	5.8 ~ 8.6		7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	色度	度	0.5 未満	0.5	0.5 未満	5度 以下		0.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.2 未満	0.3	0.2 未満	2度 以下		0.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数	9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

横川地区馬渡配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由							
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○																	
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																	
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○				○								3月1回	3月1回	省略不可能項目							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.3	1.2	1.3	10 以下	2 以下	1.3		○			○								3月1回	3月1回	注4							
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○																	
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○																	
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○																	
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																	
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○																	
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
21	塩素酸	mg/L	0.10	0.17	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.17		○			○																	
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○																	
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○																	
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○																	
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○																	
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○																	
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○																	
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○																	
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○																	
30	ブromホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○																	
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○																	
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																	
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																	
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○																	
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.02	0.01	1.0 以下	0.2 以下	0.02					○																	
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.0	7.9	7.9	200 以下	40 以下	8.0					○																	
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○																	
38	塩化物イオン	mg/L	5.7	6.2	5.7	200 以下	40 以下	6.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	25	24	25	300 以下	60 以下	25					○																	
40	蒸発残留物	mg/L	120	130	114	500 以下	100 以下	130		○																				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																	
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																	
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																	
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○																	
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○																	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
47	pH値		7.0	7.0	7.1	5.8 ~ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
									項目数									9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9	

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。



横川地区柿木配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由							
1	一般細菌	/mL	0	5	4	100以下		5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目						
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目						
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○																	
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																	
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○				○									3月1回	3月1回	省略不可能項目						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.5	2.4	2.2	10 以下	2 以下	2.5		○			○									3月1回	3月1回	注4						
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○																	
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○																	
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○																	
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																	
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○																	
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
21	塩素酸	mg/L	0.16	0.19	0.15	0.6 以下	0.12 以下	0.19		○			○																	
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○																	
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○																	
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○																	
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○																	
26	臭素酸	mg/L	0.002	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.002		○			○																	
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○																	
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○																	
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○																	
30	ブromホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○																	
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○																	
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.02	0.02	0.02	1.0 以下	0.2 以下	0.02					○																	
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																	
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○																	
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01	1.0 以下	0.2 以下	0.01					○																	
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.1	8.8	8.1	200 以下	40 以下	8.8					○																	
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○																	
38	塩化物イオン	mg/L	6.5	5.7	5.5	200 以下	40 以下	6.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	29	32	28	300 以下	60 以下	32					○																	
40	蒸発残留物	mg/L	135	159	130	500 以下	100 以下	159		○																				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																	
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																	
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																	
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○																	
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○																	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
47	pH値		7.2	7.2	7.2	5.8 ~ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
50	色度	度	0.5 未満	0.7	0.6	5度 以下		0.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
									項目数									9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9	

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

横川地区後ヶ谷配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	0	0	1	100以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目		
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目		
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○												
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○												
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○												
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○												
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.002	0.003	0.01 以下	0.002 以下	0.003		○			○									3月1回(特定の条件により省略可能)	3月1回	注2	
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○												
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.8	1.8	1.6	10 以下	2 以下	1.8		○			○											注4	
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○												
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○												
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○												
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○												
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○												
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○												
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○												
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○												
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○												
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満		○			○												
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○												
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○												
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○												
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.001	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○												
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○												
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○												
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○												
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○												
30	ブromホルム	mg/L	0.001	0.001	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○												
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○												
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.04	0.04	0.04	1.0 以下	0.2 以下	0.04					○												
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○												
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.12	0.03	0.05	0.3 以下	0.06 以下	0.12					○												
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01					○												
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.8	8.6	8.9	200 以下	40 以下	8.9					○												
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.002	0.001	0.002	0.05 以下	0.01 以下	0.002					○												
38	塩化物イオン	mg/L	5.2	5.3	5.4	200 以下	40 以下	5.4		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	35	34	33	300 以下	60 以下	35					○												
40	蒸発残留物	mg/L	140	142	125	500 以下	100 以下	142			○														
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○												
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○												
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○												
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○												
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47	pH値		7.4	7.4	7.5	5.8 ~ 8.6		7.5		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	色度	度	2.5	2.5	0.7	5度 以下		2.5		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
51	濁度	度	1.0	1.1	0.2 未満	2度 以下		1.1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9				

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。



牧園地区高千穂第1配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由							
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1				
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○																	
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																	
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○				○								○	3月1回	3月1回	省略不可能項目						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.1	0.1	0.3	10 以下	2 以下	0.3		○			○								○	3月1回	3月1回	注4						
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08	0.08	0.8 以下	0.16 以下	0.08					○																	
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○																	
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○																	
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																	
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○																	
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満	○				○																	
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○				○																	
23	クロロホルム	mg/L	0.002	0.003	0.003	0.06 以下	0.012 以下	0.003	○				○																	
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満	○				○																	
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満	○				○																	
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○				○																	
27	総トリハロメタン	mg/L	0.003	0.003	0.004	0.1 以下	0.02 以下	0.004	○				○																	
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満	○				○																	
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001	0.03 以下	0.006 以下	0.001	○				○																	
30	ブromホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満	○				○																	
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満	○				○																	
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																	
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																	
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○																	
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																	
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	3.9	3.9	3.9	200 以下	40 以下	3.9					○																	
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○																	
38	塩化物イオン	mg/L	3.4	3.4	4.1	200 以下	40 以下	4.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	17	16	17	300 以下	60 以下	17					○																	
40	蒸発残留物	mg/L	67	67	63	500 以下	100 以下	67					○																	
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																	
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																	
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																	
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○																	
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○																	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47	pH値		7.4	7.4	7.4	5.8 ~ 8.6		7.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.3	2度 以下		0.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数									9	22	9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

牧園地区中津川配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由							
1	一般細菌	/mL	1	0	0	100以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○																	
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																	
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○				○						○			3月1回	3月1回	省略不可能項目						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.7	0.6	0.6	10 以下	2 以下	0.7		○			○							○		3月1回	3月1回	注4						
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○																	
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○																	
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○																	
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																	
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○																	
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満	○				○																	
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○				○																	
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満	○				○																	
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満	○				○																	
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満	○				○																	
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○				○																	
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満	○				○																	
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満	○				○																	
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満	○				○																	
30	ブromホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満	○				○																	
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満	○				○																	
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																	
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																	
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○																	
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																	
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.0	7.1	7.0	200 以下	40 以下	7.1					○																	
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○																	
38	塩化物イオン	mg/L	5.0	4.9	5.1	200 以下	40 以下	5.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	45	44	47	300 以下	60 以下	47					○																	
40	蒸発残留物	mg/L	134	142	138	500 以下	100 以下	142		○																				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																	
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																	
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																	
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○																	
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○																	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
47	pH値		7.7	7.8	7.6	5.8 ~ 8.6		7.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
									項目数									9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9	

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。



牧園地区寺原配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由								
1	一般細菌	/mL	53	9	46	100以下		53	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目								
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目								
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○																		
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○																		
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																		
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																		
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																		
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																		
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○							○	3月1回	3月1回	省略不可能項目								
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.2	1.0	0.9	10 以下	2 以下	1.2		○			○							○	3月1回	3月1回	注4								
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○																		
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○																		
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○																		
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																		
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																		
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○																		
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																		
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																		
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																		
21	塩素酸	mg/L	0.07	0.14	0.15	0.6 以下	0.12 以下	0.15		○			○																		
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○																		
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○																		
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○																		
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○																		
26	臭素酸	mg/L	0.001	0.001 未満	0.002	0.01 以下	0.002 以下	0.002		○			○																		
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.1 以下	0.02 以下	0.001		○			○																		
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○																		
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○																		
30	ブromホルム	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.09 以下	0.018 以下	0.001		○			○																		
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○																		
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01					○																		
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																		
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○																		
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																		
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.6	8.1	8.1	200 以下	40 以下	8.6					○																		
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○																		
38	塩化物イオン	mg/L	5.6	5.2	5.2	200 以下	40 以下	5.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	81	69	67	300 以下	60 以下	81		○			○																		
40	蒸発残留物	mg/L	171	171	166	500 以下	100 以下	171		○			○																		
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																		
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																		
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																		
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○																		
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○																		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
47	pH値		7.7	7.8	7.7	5.8 ~ 8.6		7.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
									項目数									9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9		

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

牧園地区麓配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○												
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○												
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○												
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○												
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○												
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.7	0.7	0.6	10 以下	2 以下	0.7		○			○							○		3月1回	3月1回	注4	
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○												
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○												
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○												
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○												
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○												
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○												
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○												
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○												
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○												
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満		○			○												
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○												
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○												
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○												
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○												
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○												
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○												
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○												
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○												
30	ブromホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○												
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○												
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○												
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○												
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○												
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○												
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.5	8.5	8.7	200 以下	40 以下	8.7					○												
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○												
38	塩化物イオン	mg/L	4.6	4.5	4.6	200 以下	40 以下	4.6		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	35	31	33	300 以下	60 以下	35					○												
40	蒸発残留物	mg/L	150	144	150	500 以下	100 以下	150			○					○									
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○												
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○												
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○												
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○												
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH値		7.1	7.1	7.0	5.8 ~ 8.6		7.1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
									項目数	9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9				

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。  
\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)  
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素  
過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。  
注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。  
注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。  
注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。  
注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。  
注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。



牧園地区万膳配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由							
1	一般細菌	/mL	0	4	11	100以下		11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1				
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○																	
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																	
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○						3月1回	3月1回	省略不可能項目						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.7	0.7	0.6	10 以下	2 以下	0.7		○			○			○														
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○																	
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○																	
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○																	
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																	
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○																	
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満		○			○			○														
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○														
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○														
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○			○														
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○														
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○														
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○														
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○			○														
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○														
30	ブromホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○														
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○														
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																	
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																	
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○																	
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																	
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	4.5	4.6	4.6	200 以下	40 以下	4.6					○																	
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○																	
38	塩化物イオン	mg/L	3.8	3.8	4.1	200 以下	40 以下	4.1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	32	31	31	300 以下	60 以下	32					○																	
40	蒸発残留物	mg/L	77	98	92	500 以下	100 以下	98					○																	
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																	
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																	
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																	
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○																	
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○																	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47	pH値		7.5	7.5	7.5	5.8 ~ 8.6		7.5		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	1.1	5度 以下		1.1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.2 未満	0.4	0.2 未満	2度 以下		0.4		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数									9	22	9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

牧園地区三体・浅谷配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由							
1	一般細菌	/mL	0	1	0	100以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目						
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目						
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○																	
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○																	
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																	
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.1	0.1	0.1	10 以下	2 以下	0.1		○			○									3月1回	3月1回	注4						
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○																	
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○																	
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○																	
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																	
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○																	
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満		○			○																	
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○																	
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○																	
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○																	
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○																	
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○																	
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○																	
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○																	
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○																	
30	ブromホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○																	
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○																	
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																	
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																	
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○																	
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																	
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	4.3	4.3	4.4	200 以下	40 以下	4.4					○																	
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○																	
38	塩化物イオン	mg/L	3.3	3.2	4.0	200 以下	40 以下	4.0		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	24	23	24	300 以下	60 以下	24					○																	
40	蒸発残留物	mg/L	78	84	85	500 以下	100 以下	85					○																	
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																	
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																	
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																	
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○																	
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○																	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
47	pH値		7.7	7.7	7.7	5.8 ~ 8.6		7.7		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
51	濁度	度	0.2	0.3	0.2	2度 以下		0.3		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
									項目数									9	22	9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。



牧園地区大霧配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満	○				○									3月1回	3月1回	
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○											
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○											
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○				○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.3	0.3	0.3	10 以下	2 以下	0.3		○			○									3月1回	3月1回	注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○											
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○											
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○											
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○											
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○											
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○											
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.07	0.6 以下	0.12	0.07		○			○											
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○											
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○											
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○											
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○											
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○											
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○											
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○											
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○											
30	ブromホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○											
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○											
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.02	0.01	0.01	1.0 以下	0.2 以下	0.02					○											
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○											
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.04	0.3 以下	0.06 以下	0.04					○											
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○											
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	3.9	4.1	4.1	200 以下	40 以下	4.1					○											
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001	0.001 未満	0.008	0.05 以下	0.01 以下	0.008					○											
38	塩化物イオン	mg/L	4.7	4.7	4.7	200 以下	40 以下	4.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	25	26	24	300 以下	60 以下	26					○											
40	蒸発残留物	mg/L	63	65	72	500 以下	100 以下	72					○											
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○											
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○											
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○											
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○											
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47	pH値		7.2	7.2	7.2	5.8 ~ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.6	5度 以下		0.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数	9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

霧島地区永水配水池系

検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由			
		2	0	1	100以下	2	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		
1 一般細菌	/mL	2	0	1	100以下	2	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目			
2 大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと	検出されない	検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目			
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1			
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○													
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○													
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○													
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○													
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○													
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○													
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○				○					○						3月1回	3月1回	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.6	1.5	1.6	10 以下	2 以下	1.6		○			○						○					3月1回	3月1回	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1			
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○													
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○													
15 1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○													
16 シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○													
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○													
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○													
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○													
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○													
21 塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.08	0.07	0.6 以下	0.12 以下	0.08		○			○						○		3月1回	3月1回	省略不可能項目			
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○						○							
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○						○							
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○						○							
25 ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○						○							
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○						○							
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○						○							
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○						○							
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○						○							
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○						○							
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○						○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1			
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○													
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○													
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○													
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○													
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.3	8.5	8.6	200 以下	40 以下	8.6					○													
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○													
38 塩化物イオン	mg/L	4.5	4.6	4.6	200 以下	40 以下	4.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	26	24	24	300 以下	60 以下	26					○											3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
40 蒸発残留物	mg/L	136	142	135	500 以下	100 以下	142		○						○				○	3月1回	3月1回	注2			
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○								年1回	年1回	注1			
42 ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○								年1回	年1回	注3			
43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○								年1回	年1回	注5			
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○								年1回	年1回	注1			
45 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○								年1回	年1回	注1			
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目			
47 pH値		7.2	7.2	7.2	5.8 ~ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
48 味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
49 臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
50 色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
51 濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
								項目数	9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9					

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。



霧島地区北永野田配水池系

検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1 一般細菌	/mL	1	0	0	100以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2 大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○											
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○											
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○											
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○											
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○					3月1回	3月1回	省略不可能項目	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.4	1.4	1.4	10 以下	2 以下	1.4		○			○			○				3月1回	3月1回	注4		
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○											
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○											
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○											
15 1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○											
16 シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○											
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○											
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
21 塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満		○			○			○								
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○								
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○								
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○			○								
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○								
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○								
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○								
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○			○								
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○								
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○								
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○								
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.03	0.03	0.03	1.0 以下	0.2 以下	0.03					○											
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○											
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○											
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○											
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.8	7.9	7.8	200 以下	40 以下	7.9					○											
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○											
38 塩化物イオン	mg/L	4.8	5.4	5.1	200 以下	40 以下	5.4		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	29	28	26	300 以下	60 以下	29					○											
40 蒸発残留物	mg/L	127	126	128	500 以下	100 以下	128		○						○								
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○											
42 ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○											
43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○											
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○											
45 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○											
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47 pH値		7.1	7.2	7.1	5.8 ~ 8.6		7.2		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48 味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49 臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50 色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51 濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2	2度 以下		0.2		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
								項目数	9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

霧島地区横岳配水池系

検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1 一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2 大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○											
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○											
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○											
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○											
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○					3月1回	3月1回	省略不可能項目	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.5	0.4	0.4	10 以下	2 以下	0.5		○			○			○				3月1回	3月1回	注4		
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.17	0.21	0.21	0.8 以下	0.16 以下	0.21		○			○			○						3月1回	注2	
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.4	0.4	0.5	1.0 以下	0.2 以下	0.5		○			○			○								
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○											
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○											
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○											
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○											
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
21 塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満		○			○			○								
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○								
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○								
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○			○								
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○								
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○								
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○								
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○			○								
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○								
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○								
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○								
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○											
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○											
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○											
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○											
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	13.9	13.1	15.5	200 以下	40 以下	15.5					○											
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○											
38 塩化物イオン	mg/L	18.0	16.1	15.9	200 以下	40 以下	18.0		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	164	161	160	300 以下	60 以下	164		○			○			○								
40 蒸発残留物	mg/L	311	316	318	500 以下	100 以下	318		○			○			○								
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○											
42 ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○											
43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○											
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○											
45 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○											
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47 pH値		7.7	7.8	7.8	5.8 ~ 8.6		7.8		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48 味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49 臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50 色度	度	0.5 未満	1.3	0.5 未満	5度 以下		1.3		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51 濁度	度	0.2 未満	0.3	0.2 未満	2度 以下		0.3		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
								項目数	9	26	9	9	51	9	9	26	9	9	26	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。



霧島地区上部配水池系

検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	2	0	0	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○				○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.5	0.4	0.4	10 以下	2 以下	0.5		○			○								3月1回	3月1回	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.17	0.21	0.21	0.8 以下	0.16 以下	0.21		○			○									3月1回	注2
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.4	0.4	0.5	1.0 以下	0.2 以下	0.5		○			○										
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21 塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満	○				○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○										
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○										
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○										
25 ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○										
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○										
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○										
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○										
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○										
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○										
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	13.9	13.3	15.4	200 以下	40 以下	15.4					○										
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38 塩化物イオン	mg/L	18.1	16.2	15.8	200 以下	40 以下	18.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	165	163	162	300 以下	60 以下	165		○			○									3月1回	注2
40 蒸発残留物	mg/L	316	321	312	500 以下	100 以下	321		○			○										
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42 ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年1回	注3
43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年1回	注5
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注1
45 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47 pH値		7.7	7.8	7.8	5.8 ~ 8.6		7.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48 味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49 臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50 色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51 濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	26	9	9	51	9	9	26	9	9	26	9		

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

霧島地区中部配水池系

検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	12	0	0	100以下		12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○				○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.5	0.4	0.4	10 以下	2 以下	0.5		○			○								3月1回	3月1回	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.14	0.19	0.18	0.8 以下	0.16 以下	0.19		○			○									3月1回	注2
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.3	0.04	0.4	1 以下	0.2 以下	0.4		○			○										
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21 塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満	○				○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○										
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○										
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○										
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○										
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○										
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○										
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○										
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○										
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○										
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.03	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.03					○										
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	12.1	11.9	14.1	200 以下	40 以下	14.1					○										
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38 塩化物イオン	mg/L	14.7	13.2	12.3	200 以下	40 以下	14.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	140	161	147	300 以下	60 以下	161		○			○									3月1回	注2
40 蒸発残留物	mg/L	281	322	296	500 以下	100 以下	322		○			○										
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42 ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年1回	注3
43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年1回	注5
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注1
45 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47 pH値		7.6	7.6	7.7	5.8 ~ 8.6		7.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48 味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49 臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50 色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51 濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	26	9	9	51	9	9	26	9	9	26	9		

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合には、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。



霧島地区下部配水池系

検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○										
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○						○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.7	0.8	0.6	10 以下	2 以下	0.8		○			○						○		3月1回	3月1回	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.09	0.08 未満	0.08	0.8 以下	0.16 以下	0.09					○										
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1					○										
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21 塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満		○			○										
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○										
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○										
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○										
25 ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○										
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○										
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○										
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○										
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○										
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○										
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○										
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35 銅及びその化合物	mg/L	0.03	0.01 未満	0.01	1.0 以下	0.2 以下	0.03					○										
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.7	7.8	9.0	200 以下	40 以下	9.7					○										
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38 塩化物イオン	mg/L	6.2	7.0	5.6	200 以下	40 以下	7.0		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	67	45	51	300 以下	60 以下	67		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40 蒸発残留物	mg/L	178	139	156	500 以下	100 以下	178		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
42 ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○										
45 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○										
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47 pH値		7.0	7.1	7.1	5.8 ~ 8.6		7.1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48 味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49 臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50 色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51 濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
								項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9		

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

霧島地区みやま配水池系

検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	2	0	0	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○										
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.2	0.1	0.1	10 以下	2 以下	0.2		○			○								3月1回	3月1回	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○										
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1					○										
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15 1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16 シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21 塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.08	0.06 未満	0.6 以下	0.12	0.08		○			○										
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○										
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○										
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○										
25 ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○										
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○										
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○										
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○										
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○										
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○										
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○										
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01	1.0 以下	0.2 以下	0.01					○										
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	10.3	14.8	9.5	200 以下	40 以下	14.8					○										
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001					○										
38 塩化物イオン	mg/L	6.1	25.2	24.2	200 以下	40 以下	25.2		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	93	160	132	300 以下	60 以下	160			○		○										
40 蒸発残留物	mg/L	183	321	263	500 以下	100 以下	321			○		○										
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
42 ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○										
45 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○										
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47 pH値		6.6	6.5	6.9	5.8 ~ 8.6		6.9		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48 味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49 臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50 色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51 濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9		

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。



霧島地区神宮台配水池系

検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由			
1 一般細菌	/mL	2	0	0	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目			
2 大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目			
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1			
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○													
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○													
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○													
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○													
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○													
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○													
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○				○											3月1回	3月1回	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.4	0.4	0.3	10 以下	2 以下	0.4		○			○											3月1回	3月1回	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.15	0.16	0.12	0.8 以下	0.16 以下	0.16		○			○									3月1回	注2			
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.7	0.6	0.6	1 以下	0.2 以下	0.7		○			○									3月1回	注2			
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1			
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○													
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○													
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○													
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○													
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○													
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○													
21 塩素酸	mg/L	0.30	0.18	0.08	0.6 以下	0.12 以下	0.30		○			○													
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○													
23 クロロホルム	mg/L	0.002	0.002	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.002		○			○													
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.006	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.006		○			○													
25 ジブromクロロメタン	mg/L	0.003	0.007	0.002	0.1 以下	0.02 以下	0.007		○			○													
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○													
27 総トリハロメタン	mg/L	0.008	0.014	0.004	0.1 以下	0.02 以下	0.014		○			○													
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.007	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.007		○			○													
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001	0.004	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004		○			○													
30 ブロモホルム	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.09 以下	0.018 以下	0.002		○			○													
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○													
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○													
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○													
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.06	0.04	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.06		○			○													
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○													
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	25.3	24.0	25.2	200 以下	40 以下	25.3					○													
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○													
38 塩化物イオン	mg/L	51.1	47.7	51.0	200 以下	40 以下	51.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目			
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	295	272	294	300 以下	60 以下	295		○			○													
40 蒸発残留物	mg/L	587	536	588	500 以下	100 以下	588		○			○													
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○													
42 ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○													
43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○													
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○													
45 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○													
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
47 pH値		7.6	7.6	7.6	5.8 ~ 8.6		7.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
48 味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
49 臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
50 色度	度	2.3	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		2.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
51 濁度	度	0.5	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
								項目数	9	27	9	9	51	9	9	27	9	9	27	9					

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

霧島地区永池配水池系

検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1 一般細菌	/mL	0	18	0	100以下		18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2 大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○											
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○											
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○											
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○				○								3月1回	3月1回	省略不可能項目	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.3	0.3	0.3	10 以下	2 以下	0.3		○			○								3月1回	3月1回	注4	
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.1	0.13	0.11	0.8 以下	0.16 以下	0.13		○			○									3月1回	注2	
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.5	0.5	0.5	1 以下	0.2 以下	0.5		○			○									3月1回	注2	
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○											
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○											
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○											
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
21 塩素酸	mg/L	0.11	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.11		○			○								3月1回	3月1回	省略不可能項目	
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○											
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○											
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○											
25 ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○											
26 臭素酸	mg/L	0.001	0.002	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.002		○			○								3月1回	3月1回	省略不可能項目	
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○											
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○											
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○											
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○											
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○											
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○											
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○											
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○											
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	20.3	21.3	20.2	200 以下	40 以下	21.3					○											
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○											
38 塩化物イオン	mg/L	33.2	38.7	44.1	200 以下	40 以下	44.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	203	235	251	300 以下	60 以下	251		○			○									3月1回	注2	
40 蒸発残留物	mg/L	408	461	506	500 以下	100 以下	506		○			○									3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注3	
42 ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年1回	注5	
43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年1回	注1	
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回		
45 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回		
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47 pH値		7.1	7.2	7.1	5.8 ~ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48 味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
49 臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50 色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51 濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
								項目数	9	26	9	9	51	9	9	26	9	9	26	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。



霧島地区霧島配水池系

検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○				○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.5	0.4	0.4	10 以下	2 以下	0.5		○			○								3月1回	3月1回	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.16	0.21	0.20	0.8 以下	0.16 以下	0.21		○			○									3月1回	注2
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.4	0.4	0.4	1.0 以下	0.2 以下	0.4		○			○										
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21 塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満	○				○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○										
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○										
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○										
25 ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○										
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○										
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○										
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○										
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○										
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○										
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	13.5	12.9	14.8	200 以下	40 以下	14.8					○										
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38 塩化物イオン	mg/L	18.1	16.8	16.5	200 以下	40 以下	18.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	152	156	151	300 以下	60 以下	156		○			○									3月1回	注2
40 蒸発残留物	mg/L	298	309	302	500 以下	100 以下	309		○			○										
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42 ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年1回	注3
43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年1回	注5
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注1
45 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47 pH値		7.3	7.5	7.4	5.8 ~ 8.6		7.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48 味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49 臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50 色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51 濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	26	9	9	51	9	9	26	9	9	26	9		

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

霧島地区霧島ハイツ配水池系

検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1 一般細菌	/mL	4	1	7	100以下		7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○				○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.4	0.4	0.3	10 以下	2 以下	0.4		○			○								3月1回	3月1回	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.12	0.16	0.13	0.8 以下	0.16 以下	0.16		○			○									3月1回	注2
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.7	0.4	0.7	1.0 以下	0.2 以下	0.7		○			○										
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21 塩素酸	mg/L	0.07	0.07	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.07		○			○										
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○										
23 クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○										
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○										
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○										
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○										
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○										
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○										
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○										
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○										
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	24.8	25.4	24.4	200 以下	40 以下	25.4					○										
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38 塩化物イオン	mg/L	49.4	47.0	51.9	200 以下	40 以下	51.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	287	273	294	300 以下	60 以下	294		○			○									3月1回	注2
40 蒸発残留物	mg/L	548	520	582	500 以下	100 以下	582		○			○										
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42 ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年1回	注3
43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年1回	注5
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注1
45 フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47 pH値		7.6	7.7	7.8	5.8 ~ 8.6		7.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48 味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49 臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50 色度	度	0.5 未満	0.5	0.5 未満	5度 以下		0.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51 濁度	度	0.2	0.4	0.2 未満	2度 以下		0.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	26	9	9	51	9	9	26	9	9	26	9		

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。



福山地区牧之原第1配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由					
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目					
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目					
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1		
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.004 未満					○															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○															
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○															
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○				○						○			3月1回	3月1回				省略不可能項目	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.6	2.2	2.1	10 以下	2.0 以下	2.6		○			○						○			3月1回	3月1回				注4	
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1		
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○															
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○															
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○															
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○															
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満	○				○							○				3月1回	3月1回	省略不可能項目		
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○							○								
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○							○								
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○							○								
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○							○								
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○							○								
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○							○								
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○							○								
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○							○								
30	ブromホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○							○								
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○							○								
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.02	0.06	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.06					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1		
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.09	0.12	0.02	1.0 以下	0.2 以下	0.12					○															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.7	10.1	9.6	200 以下	40 以下	10.1					○															
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○															
38	塩化物イオン	mg/L	8.2	7.8	7.5	200 以下	40 以下	8.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	36	37	35	300 以下	60 以下	37					○												年1回	注1		
40	蒸発残留物	mg/L	164	151	148	500 以下	100 以下	164		○						○								3月1回	3月1回	注2		
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○											3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1		
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
47	pH値		6.9	7.0	7.0	5.8 ~ 8.6		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目		
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
									項目数	9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9							

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

福山地区池之谷配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	0	8	100以下		8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.002	0.003	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.003		○			○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	0.001	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.2	2.3	2.3	10 以下	2 以下	2.3		○			○								3月1回	3月1回	注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○										
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.09	0.07	0.08	0.6 以下	0.12 以下	0.09		○			○										
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○										
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○										
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○										
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○										
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.002	0.01 以下	0.002 以下	0.002		○			○										
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○										
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○										
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○										
30	ブromホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○										
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○										
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.05	0.02	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.05					○										
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.03	0.03	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.03					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	42.9	40.0	35.4	200 以下	40 以下	42.9		○			○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	66.9	67.3	66.3	200 以下	40 以下	67.3		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	80	71	72	300 以下	60 以下	80		○			○										
40	蒸発残留物	mg/L	267	259	239	500 以下	100 以下	267		○			○										
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○										
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○										
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		6.9	7.0	6.9	5.8 ~ 8.6		7.0		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	26	9	9	51	9	9	26	9	9	26	9		

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。



福山地区福地配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由										
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目									
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目									
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1									
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○																				
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																				
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																				
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																				
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																				
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目									
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	3.1	3.0	2.9	10 以下	2 以下	3.1		○			○							○		3月1回	3月1回	注4									
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○																				
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○																				
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○																				
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																				
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																				
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○																				
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																				
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																				
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																				
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満		○			○																				
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○																				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○																				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○																				
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○																				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○																				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○																				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○																				
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○																				
30	ブromホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○																				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○																				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.05	0.07	0.03	1.0 以下	0.2 以下	0.07					○																				
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																				
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○																				
35	銅及びその化合物	mg/L	0.02	0.02	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.02					○																				
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	12.9	13.2	12.9	200 以下	40 以下	13.2					○																				
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○																				
38	塩化物イオン	mg/L	10.4	10.2	9.9	200 以下	40 以下	10.4		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	54	54	53	300 以下	60 以下	54					○																				
40	蒸発残留物	mg/L	199	193	204	500 以下	100 以下	204			○																						
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																				
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																				
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																				
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○																				
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○																				
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
47	pH値		7.2	7.3	7.2	5.8 ~ 8.6		7.3		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
50	色度	度	0.7	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.7		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
51	濁度	度	0.8	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.8		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
									項目数											9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9		

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

福山地区川路原配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由			
1	一般細菌	/mL	4	0	0	100以下		4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目		
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目		
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○										3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.01 以下	0.002 以下	0.003		○			○										3月1回(特定の条件により省略可能)	3月1回	注2	
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○													
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○													
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○										3月1回	3月1回	省略不可能項目	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.4	1.3	1.3	10 以下	2.0 以下	1.4		○			○												注4	
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○													
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○													
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○													
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○													
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12	0.06 未満		○			○													
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○													
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○													
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○													
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○													
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○													
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○													
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○													
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○													
30	ブromホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○													
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○													
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○													
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.02	0.02	0.02	1.0 以下	0.2 以下	0.02					○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.4	9.5	9.5	200 以下	40 以下	9.5					○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○													
38	塩化物イオン	mg/L	6.6	6.3	5.8	200 以下	40 以下	6.6		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	32	32	32	300 以下	60 以下	32					○													
40	蒸発残留物	mg/L	156	156	162	500 以下	100 以下	162			○															
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○													
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○													
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○													
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○													
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH値		7.2	7.2	7.2	5.8 ~ 8.6		7.2		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
									項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9					

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。



福山地区牧野配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由									
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目									
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目									
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1									
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○																			
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																			
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																			
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.004	0.004	0.004	0.01 以下	0.002 以下	0.004		○			○							○	3月1回	3月1回	注2									
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○									年1回	注1									
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○								3月1回	3月1回	省略不可能項目									
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○							○	3月1回	3月1回	注4									
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.2	1.1	1.0	10 以下	2 以下	1.2		○			○							○	3月1回	3月1回	注4									
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1									
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○																			
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○																			
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																			
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																			
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○																			
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																			
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																			
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																			
21	塩素酸	mg/L	0.11	0.16	0.12	0.6 以下	0.12	0.16		○			○							○				3月1回	3月1回	省略不可能項目						
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○							○												
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○							○												
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○							○												
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○							○												
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○							○												
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○							○												
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○							○												
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○							○												
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○							○												
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○							○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1									
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.02	0.02	0.03	1.0 以下	0.2 以下	0.03					○																			
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																			
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.05	0.3 以下	0.06 以下	0.05					○																			
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																			
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	12.7	13.5	13.3	200 以下	40 以下	13.5					○																			
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.003	0.006	0.004	0.05 以下	0.01 以下	0.006		○			○							○												
38	塩化物イオン	mg/L	7.2	7.1	6.9	200 以下	40 以下	7.2		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				月1回	月1回	省略不可能項目						
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	31	30	30	300 以下	60 以下	31					○												年1回	注1						
40	蒸発残留物	mg/L	156	167	164	500 以下	100 以下	167		○			○							○				3月1回	3月1回	注2						
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1									
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																			
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																			
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○																			
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○																			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目									
47	pH値		7.4	7.6	7.4	5.8 ~ 8.6		7.6		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
50	色度	度	0.6	0.5	1.3	5度 以下		1.3		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
51	濁度	度	0.2 未満	0.2	0.2 未満	2度 以下		0.2		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
									項目数											9	25	9	9	51	9	9	25	9	9	25	9	

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

福山地区比曽木野配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	0	1	100以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○											
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○											
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.002	0.002	0.01 以下	0.002 以下	0.002					○											
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○											
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○											
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○				○								3月1回	3月1回	省略不可能項目	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.3	2.2	2.1	10 以下	2 以下	2.3		○			○								3月1回	3月1回	注4	
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○											
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○											
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○											
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○											
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○											
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○											
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○											
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.07	0.06 未満	0.6 以下	0.12	0.07		○			○											
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○											
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○											
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○											
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.001	0.1 以下	0.02 以下	0.001		○			○											
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○											
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.001	0.1 以下	0.02 以下	0.001		○			○											
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○											
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○											
30	ブromホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○											
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○											
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○											
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○											
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○											
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01	0.02	0.03	1.0 以下	0.2 以下	0.03					○											
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	6.7	6.7	6.7	200 以下	40 以下	6.7					○											
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○											
38	塩化物イオン	mg/L	4.4	4.7	4.3	200 以下	40 以下	4.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	21	20	20	300 以下	60 以下	21					○											
40	蒸発残留物	mg/L	112	111	114	500 以下	100 以下	114		○														
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○											
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○											
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○											
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○											
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47	pH値		7.1	7.2	7.1	5.8 ~ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数															
									9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9				

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。



国分地区木原配水池系

No	検査項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由							
1	一般細菌	/mL	33	1	0	100以下		33	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○																	
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																	
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.8	0.9	0.9	10 以下	2 以下	0.9		○			○							○		3月1回	3月1回	注4						
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○																	
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○																	
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○																	
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○																	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○																	
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○																	
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○																	
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満		○			○																	
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○																	
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○																	
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○																	
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○																	
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○																	
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○																	
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未満		○			○																	
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○																	
30	ブromホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○																	
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○																	
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																	
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																	
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○																	
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○																	
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	6.6	6.9	6.9	200 以下	40 以下	6.9					○																	
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○																	
38	塩化物イオン	mg/L	4.6	4.5	4.5	200 以下	40 以下	4.6		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	20	19	21	300 以下	60 以下	21					○																	
40	蒸発残留物	mg/L	112	107	115	500 以下	100 以下	115			○																			
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○																	
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																	
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○																	
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○																	
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○																	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
47	pH値		7.1	7.1	7.1	5.8 ~ 8.6		7.1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
									項目数									9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9	

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

\*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

\*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合には、臭気の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。